

会員の資格の移行の手続について

本内規は、会員の入会及び退会、並びに変更等の事務手続要領第 5 条に基づき、会員の資格の移行の手続に必要な事項について定めるものとする。

1. 会員は「会員資格移行届出書」（会員資格移行様式 1）を提出する。
2. 移行先の法人は「会員資格移行申請書」（会員資格移行様式 2）を提出する。なお、次の資料を添付することとする。
 - ・誓約書
 - ・会社定款
 - ・履歴事項全部証明書（3 か月以内のもの）
 - ・役員名簿
 - ・会社案内
 - ・決算報告書（最近 2 期分、新会社の場合には 1 期分もしくは法人設立届出書）
 - ・会員の資格の移行に関する資料
3. 会員からの「会員資格移行届出書」及び移行先の法人からの「会員資格移行申請書」の内容に基づき、協会が会員の資格の移行について妥当と認めた場合に移行ができるものとする。

附則

本内規は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

以上